

## 社会福祉法人慈照会 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈照会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 当法人の理事、評議員には報酬を支給しないものとする。

第3条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は10,000円の報酬を支給する

### (費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償をする。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

三次市内	5000円
その他	5000円
	走行距離1kmにつきガソリン代金25円、 有料通行料、駐車場代

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

三次市内	5000円
その他	5000円
	走行距離1kmにつきガソリン代金25円、 有料通行料、駐車場代

この規程は、平成29年6月19日から施行する。